

鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業者募集要項
(令和7年度第1回公募)

1 目的

鳥取県（以下「県」という。）では、県の環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において、住民理解のもと、環境と調和しながら再生可能エネルギーの導入を進め、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されることを目指し、県内の発電事業者等と連携した鳥取スタイルP P Aによる再生可能エネルギーの導入を推進することとしている。

この度、具体的な取組として、鳥取スタイルP P Aによる県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入を進めるため、その整備及び運営等を行う事業者を公募するものである。

2 募集概要

(1) 募集内容

県有施設に太陽光発電設備を整備するとともに、当該発電設備により発電した電気を当該施設へ供給する事業者を募集する。

なお、募集は県有施設毎とし、それぞれ個別に事業者を選定するので、同一の事業者が複数の県有施設に対して応募することを妨げない。

(2) 事業の概要

6（1）の方法によって選定された事業者（以下「事業者」という。）は、（4）の県有施設において、太陽光発電設備及び関連設備一式（以下「太陽光発電設備等」という。）の整備、維持管理及び撤去並びにP P Aによる当該県有施設への電力供給（以下「本事業」という。）を行う。

なお、事業者は、（6）の補助金の交付を受けて整備費用に充てることができる。

(3) 事業の実施期間

令和8年4月1日から電力供給を開始できるよう、太陽光発電設備等の整備は、令和8年2月27日までに行うものとし、維持管理及び電力供給は、運転開始から20年間行うものとする。

(4) 対象とする県有施設

	名 称	所 在 地	事業実施条件他
1	鳥取商業高等学校	鳥取市湖山町北二丁目 4 0 1	別紙1、別紙2-1、別紙3-1、別紙4-1、 別紙5-1、別紙6、別紙7
2	倉吉農業高等学校	倉吉市大谷1 6 6	別紙1、別紙2-2、別紙3-2、別紙4-2、 別紙5-2、別紙6、別紙7
3	倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1 2 3 1	別紙1、別紙2-3、別紙3-3、別紙4-3、 別紙5-3、別紙6、別紙7
4	米子東高等学校	米子市勝田町1	別紙1、別紙2-4、別紙3-4、別紙4-4、 別紙5-4、別紙6、別紙7
5	米子養護学校	米子市蚊屋3 4 3	別紙1、別紙2-5、別紙3-5、別紙4-5、 別紙5-5、別紙6、別紙7

※別紙の内訳は以下のとおり。

別紙1：事業実施条件（共通）、別紙2：太陽光パネル設置想定エリア図、

別紙3：現地写真、別紙4：電気使用実績、別紙5：参考図面、

別紙6：協定書（案）（共通）、別紙7：電力供給契約書（案）（共通）

(5) 事業者選定後の手続

県と事業者は、本事業の着手前に事業内容についての協議を行った上で、本事業の実施に関する協定（別紙6 協定書案参照）を締結する。

事業者は、別紙1 事業実施条件4（4）ウの構造検討結果等の確認を受け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けたあと整備に着手すること。

なお、（6）の補助金の交付を希望する場合は、選定後速やかに補助金の交付申請を行うこと。

(6) 補助金の交付

県は、「鳥取スタイルP P Aによる太陽光発電設備設置促進事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づく事業者からの申請があった場合、太陽光発電設備等の整備費用の1/2を予算の範囲内で補助することができる。ただし、補助金額は太陽光パネル容量に1キロワット当たり125,000円を乗じて得た額を上限とする。

事業者は、補助金の交付を受けた場合は、（4）の各県有施設の管理者（施設の管理を県から委託している場合は、その受託者（指定管理者）を指す。以下「施設管理者」という。）との間で別途締結する電力供給契約（別紙7 契約書案参照）に基づき電気料金を徴収する際、補助金額相当分を電気料金から控除して徴収するものとする。（補助金額を電気料金の請求回数で除して得た金額を、毎回の電気料金請求額から差し引くこと。）

3 応募に係る事項

(1) 応募資格

本事業に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 本事業を適切に実行する能力を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 5（1）アの募集要項（以下「本要項」という。）交付開始日において、役員に、禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいない法人等であること。

エ 5（3）アの提出書類の受付最終日から起算して1年前の日までの間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 5（1）アの本要項交付開始日から6（2）の審査会開催日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

キ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

(2) 太陽光発電設備等の選定及び施工

事業者は、太陽光発電設備等の調達にあたっては、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）を使用するよう努めること。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）第51条の2の規定に基づく使用前自己確認において判定基準を満たす製品選定及び施工方法とすること。

(3) 維持管理

事業者は、太陽光発電設備等の性能を維持するために必要な法定点検、定期点検及び部品交換等のメンテナンスを適時適切に行うとともに、故障に備え、速やかに修理を行える体制を整えること。

(4) 鳥取県内事業者への発注

事業者は、本事業の実施に必要な工事又は業務等を第三者へ発注するときは、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第2条第1項に定義する事業者への発注に努めること。

(5) 損害賠償責任

事業者は、本事業の実施にあたって、県、施設管理者及び第三者へ損害を生じないよう最大限配慮するものとし、万一損害が生じた場合には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

(6) 天災等による損害及び日射量の減少等のリスク

県及び施設管理者は、天災その他やむを得ない事情により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。太陽光発電設備等の故障や劣化、気候の変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合等のリスクについても同様とする。

なお、県及び施設管理者は、太陽光発電設備等において発電された電気の全量の購入を保証するものではない。

(7) 撤去

事業者は、本事業終了後に太陽光発電設備等を自らの費用で撤去すること。

4 公募スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 本要項の交付 | 令和7年3月25日（火）から同年4月3日（木）まで |
| (2) 質問の受付 | 令和7年4月 1日（火）まで |
| (3) 質問への回答 | 令和7年4月 2日（水）（予定） |
| (4) 応募表明書等の受付 | 令和7年3月26日（水）から同年4月3日（木）まで |
| (5) 現地説明会の開催 | 令和7年4月 7日（月）から同月15日（火）まで |
| (6) 事業提案書等の受付 | 令和7年4月16日（水）から同月30日（水）まで |
| (7) 審査会の開催 | 令和7年5月中旬（予定） |
| (8) 審査結果の通知、公表 | 令和7年5月中旬（予定） |

5 事業者選定の手続き

(1) 本要項及び関係書類の交付方法

令和7年3月25日（火）から同年4月3日（木）までの間にインターネットの脱炭素社会推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月25日（火）から同年4月3日（木）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

8の場所

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本要項の内容等に関する質問は、質問書（様式第4号）を作成し、電子メールにより8の場所に令和7年4月1日（火）午後5時まで提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、質問メールの件名に「鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業」と記載した上で送信すること。

イ 質問に対する回答

アの質問については、令和7年4月2日（水）にインターネットの脱炭素社会推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/>）によりまとめて閲覧に供する。

(3) 応募表明書等の提出

本事業の公募への参加を希望する者（以下「応募表明者」という。）は、3の応募に係る事項を確認した上で、イの提出書類（以下「応募表明書類」という。）を提出すること。

なお、応募表明書類に虚偽の記載が判明した場合には、事業者選定の取り消しを行う場合があるので、十分に注意すること。

ア 受付期間

令和7年3月26日（水）から同年4月3日（木）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

次の応募表明書類を別添の様式に従い作成し、各1部を提出すること。

(ア) 応募表明書（様式第1号）

(イ) 商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し（提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

(ウ) 定款又は寄付行為の写し（様式なし）

(エ) 応募資格に関する誓約書（様式第2号）及び添付書類（納税証明書）

納税証明書の提出範囲は、以下のとおりとする。

【都道府県税】

- ・鳥取県内に応募表明者の本店、支店等がある場合、鳥取県の課税に対して未納が無いことが分かるもの。
- ・鳥取県内に応募表明者の本店、支店等がない場合、本店が所在する都道府県の課税に対して未納が無いことが分かるもの。

【国税】

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが分かるもの。

(オ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

ウ 提出方法

応募表明者は、応募表明書類を8の場所に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により送付することとし、令和7年4月3日（木）正午必着とする。

エ その他

応募表明者は、応募表明書類の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

(4) 現地説明会の開催

以下の日程で現地説明会を開催するので、応募表明者は集合時間までに各施設の事務室に集合すること。

なお、応募表明者は、現地説明会に参加した施設についてのみ（5）の事業提案書等を提出することができるものとする。

ただし、現地説明会に参加した全ての施設について、事業提案書等の提出を強制するものではない。

名称	開催日	集合時間	集合場所
鳥取商業高等学校	4月 7日 (月)	午後 2時00分	事務室 (集合後、施設職員の 指示に従うこと。)
倉吉農業高等学校	4月 7日 (月)	午前10時00分	
倉吉養護学校	4月15日 (火)	午後 2時00分	
米子東高等学校	4月 8日 (火)	午前10時00分	
米子養護学校	4月14日 (月)	午後 2時00分	

(5) 事業提案書等の受付

本事業における選定（6の審査会を経て選定され本事業を行うことをいう。）を希望する者（以下「提案者」という。）は、6の審査に係る事項に掲げる審査基準を踏まえて、イの提出書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。

なお、提案書類に虚偽の記載が判明した場合には、事業者選定の取り消しを行う場合があるので、十分に注意すること。

ア 受付期間

令和7年4月16日（水）から同月30日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

次の提案書類を別添の様式に従い作成し、それぞれ正本1部、副本5部を提出すること。

なお、複数の県有施設について提案する場合は、施設毎に提案書類を作成し提出すること。

（ア）事業計画書（様式第5号）

（イ）実施スケジュール（様式第6号）

ウ 提出方法

提案者は、提案書類を8の場所に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により送付することとし、令和7年4月30日（水）正午必着とする。

エ その他

提案書類に基づき、6（2）の審査会において書面審査を実施する。

(6) 審査に関する注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

（ア）各提出書類に虚偽の記載を行うこと。

（イ）提出期日以降の提出など本要項の定めに反する提案を行うこと。

（ウ）その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

各提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

同一の者が同一の県有施設に関して複数提案（別の提案者の協力会社として参画することも含む。）することはできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の各提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

オ 返却等

各提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、本事業以外の用途には使用しない。

カ 費用負担

各提出書類の作成及び提出に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

キ その他

（ア）提案書類の提出後に審査を辞退をする場合は、提案者は、審査会開催日前日の午後4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を8の場所に持参又は郵送により提出すること。

（イ）県は、提案者の同意を得ることなく提案書類の記載内容を公表しない。ただし、選定された事業者については、本事業の実施に関する協定書（別紙6 協定書案参照）第18条に該当する項目を公表する場合がある。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取スタイルP P A関連事業の実施事業者等選定委員会）」が行う。なお、審査にあたっては、(3)の審査基準に基づき、提案書類により県有施設毎に審査を行い、事業計画の内容、事業の実施能力等を評価し採点する。

審査会において、県有施設毎にそれぞれ事業者及び次点者を決定する。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和7年5月中旬（予定）

審査会開催日時は決定次第、提案者に通知する。なお、当日、提案者の参加は要しない。

イ 開催場所

鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220番地）内会議室又はW e b会議

ウ その他

審査は、提案書類について行うものとする。

エ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者に書面により通知するとともに県ホームページで公表する。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業主体 (実施能力)	事業を確実に実施する能力があるか。 (事業実施体制、施工管理体制、管理運営体制) 現実的なスケジュール設定がされているか。	20
施工方法	施設の特性を理解し、設備の各種基準を満たし、保守性などを考慮した施工方法が計画されているか。施設への影響が検討されていて十分な対策が講じられているか。	20
事業効果 (コストメリット)	施設への売電単価、自家消費量 (本事業で県のコストメリットがあることが説明された上で、そのメリットの多寡を評価。ただし合理的で現実的なシミュレーションや収支計算に基づく単価設定、自家消費量になっていること。)	30
波及効果 (地域産業・地元企業の活用、P P A拡大)	地域に貢献する事業であるか。 (提案者の所在地、地元企業による設置工事、地域新電力との連携ほか地域貢献) P P A事業拡大に貢献する内容であるか。	20
創意工夫・その他 (独自性のある取組)	その他評価に値する創意工夫や独自性のある取り組みがあるか。 (普及啓発効果、県有施設の有効活用等)	10
合 計		100

7 留意事項

(1) 言語、通貨、単位

応募表明及び提案の際の提出書類、手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 個人情報保護

事業者が、本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(3) 守秘義務

事業者は、本事業を行うにあたり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

8 問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（本庁舎7階）

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7816（直通）

電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp